相談の第1歩として・・・

さいたま市では、多くの専門機関が皆さんの生活上の困り事に応じて、支援を行っています。しかしながら、数多くの専門機関があると、「まずどこに相談すればよいか?」とお悩みになる方もいるかもしれません。平成17年に施行された発達障害者支援法に位置づけられた専門機関として、さいたま市では平成21年10月、

「さいたま市発達障害者支援センター」を開設しました。発達障害者支援センターでは、さいたま市内にお住まいのご本人、ご家族、関係者の皆さんからの、発達障害に関する様々な相談に応じています。相談先に迷ったら、まずは発達障害者支援センターにご相談ください。

さいたま市発達障害者支援セシター

- ○さいたま市内にお住まいのご本人、ご家族、関係者からの相談に応じています。
- ○継続的な相談支援については、ご本人が18歳以上の方を対象としています。 18歳未満の方については、年齢や相談内容に応じた相談機関について情報提供等をしています。
- ○相談は無料です。
- ○相談内容の秘密は守ります。
- ○相談は予約制です。まずはお電話等でご相談ください。

TEL 048-859-7422 FAX 048-852-3272

最初の電話でお聞きすること

● お住まいの区 ● どなたが相談されたいのか ● 相談内容 など



(音声コードUni-Voice)



発行:さいたま市発達障害者支援地域協議会

【事務局】さいたま市福祉局障害福祉部障害政策課

TEL 048-829-1306 FAX 048-829-1981

令和6年3月 発行 この冊子は2,500部作成し、1部あたりの作成費用は72円(概算)です。

